

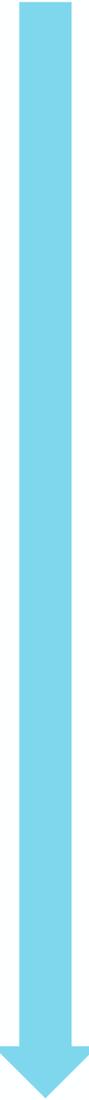
# 事務局資料

令和7年6月

経済産業省GXグループ

# 1. 改正資源法の制度運用と議論の進め方について

# これまでの経緯と今後のスケジュール

- 
- 2024年12月 第10回資源循環経済小委員会  
成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ、制度的対応の方向性について議論・決定
- 2025年
- 5月 資源有効利用促進法の改正法案成立
- 6～8月 資源循環経済小委員会+ワーキンググループで議論
- 秋頃 改正施行令 公布
- 2026年
- 2月頃 改正施行規則 公布
- 4月 改正資源有効利用促進法 施行

# 資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

## ① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

## ② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

## ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

## ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

# 本委員会における議論のスコープ

- 改正資源法では、成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめを踏まえ、①再生資源の利用義務化、②環境配慮設計の促進、③GXに必要な原材料等の再資源化の促進、④CEコマースの促進という4つの制度的枠組みを措置した。
- 本小委員会では、制度の実効性確保と事業者の予見可能性向上の観点から、下記の点について御議論いただきたい。

## 御議論いただきたいポイント

### ①再生資源の利用義務化について

対象事業者が再生材利用計画を適切に策定するためには、十分な準備期間の確保が必要なうえ、再生材市場全体への影響も大きいことから、どの資源・製品を対象とし、対象事業者にどのような計画策定・報告を求めるかについてご議論いただきたい

- ✓ 対象資源（脱炭素化再生資源）・対象製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）
- ✓ 計画・定期報告の項目 等

### ②環境配慮設計の促進、④CEコマースの促進について

制度の対象製品（衣料品等）についてご議論いただきたい

- ✓ 対象製品（指定省資源化製品・指定再利用促進製品） 等

### ③GXに必要な原材料等の再資源化の促進について

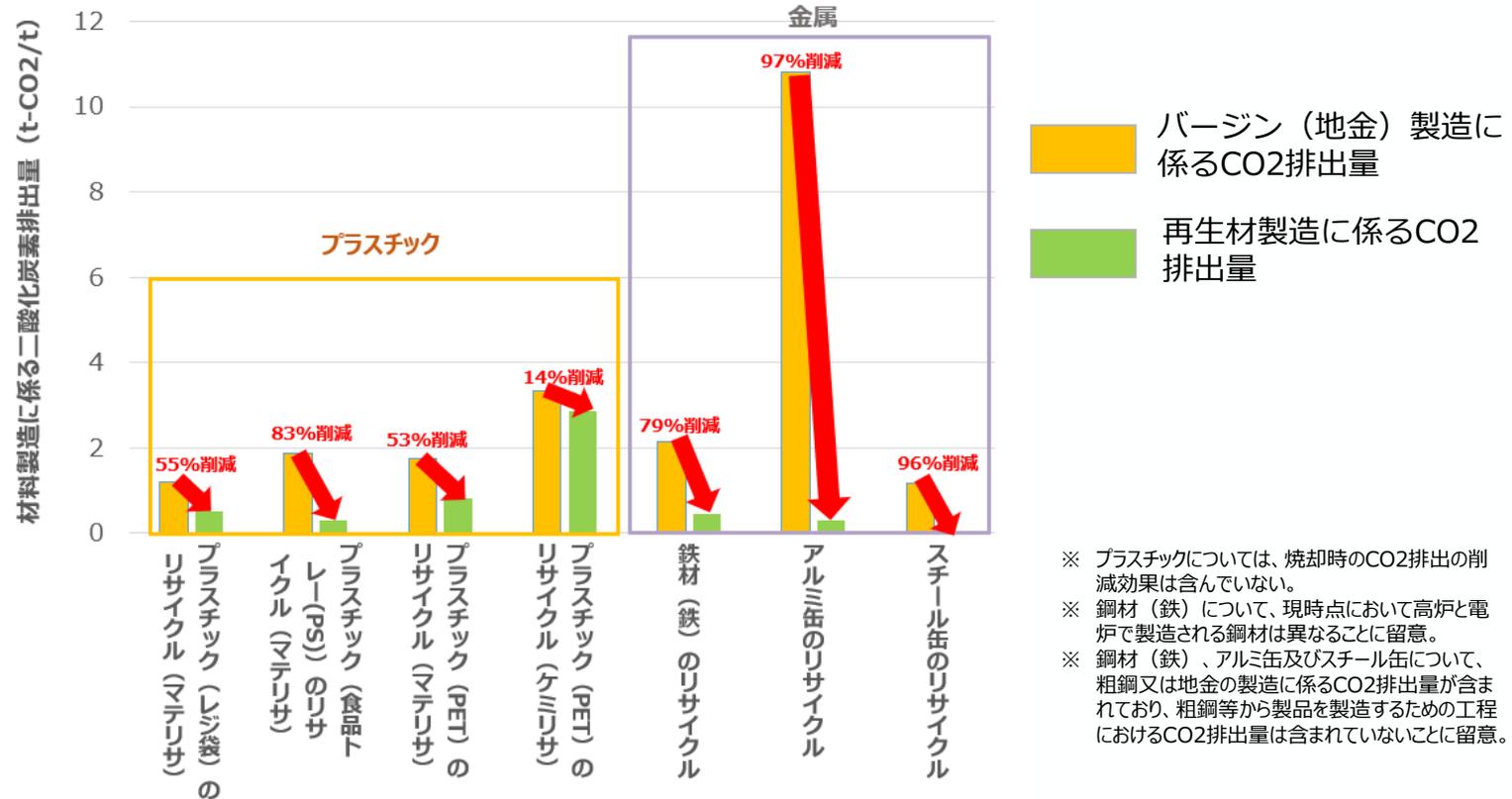
小型バッテリーの発火事故増加により回収促進が喫緊の課題。資源循環と安全性の両立を図るため、発火リスクの高い製品（指定再資源化製品）を新たに指定することについてご議論いただきたい

- ✓ 対象製品（指定再資源化製品） 等

# ① 指定脱炭素化再生資源利用促進製品

# 再生資源の利用計画策定・定期報告

- **脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。**
- **これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。**



# 脱炭素化再生資源の選定について

- 二酸化炭素の排出量が特に多い原材料産業において、GX実現に向けて再生資源の利用は有効であり、資源開発や原材料製造に伴う二酸化炭素の排出量を削減する効果がある。また、脱炭素に資する製品（EV用蓄電池等）の需要が世界的に増大する中で、これらに利用される資源の確保が我が国のGX実現のために必要。
- 海外依存度の高い資源について、持続可能なサプライチェーンの構築のためにも再生資源の利用が有効。
- 現状国内で十分に利用されておらず、資源に戻っていないものや海外に流出している再生資源を国内循環させていくことが求められている。

⇒上記の観点から、**脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を政令で定める。**

## 脱炭素化再生資源

### <指定の要件>

- ① 天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できることや、世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。
- ② 海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。
- ③ 技術的・経済的に再生資源の利用が可能であるにもかかわらず、市場に任せていては十分に利用されないこと。

# 脱炭素化再生資源の選定について

- 指定要件①及び②を満たす資源としては、プラスチック、ベースメタル（鉄、アルミ等）、レアメタル（リチウム、コバルト等）が挙げられるが、要件③への該当性を踏まえて、**まずは再生プラスチックを指定してはどうか。**

※他の資源についても将来的に検討する可能性あり。

指定要件	プラスチック	ベースメタル（鉄、アルミ等）	レアメタル（リチウム、コバルト等）
<p>①脱炭素化の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること</li> <li>世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。</li> </ul>	<p>プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。</p>	<p>鉄・アルミを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の排出量を大きく低減可能。</p>	<p>E V用リチウム蓄電池の原材料として利用されているなど脱炭素社会の形成のために必要不可欠な重要資源である。</p>
<p>②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。</p>	<p>プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。</p>	<p>いずれも原材料の輸入依存度が高い。</p>	<p>重要鉱物のほとんどを輸入に頼っておりかつ希少性が高い。</p>
<p>③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※であるにもかかわらず、市場に任せていては十分に利用されないこと。</p> <p>※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。</p> <p>※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。 （出典：資源有効利用促進法逐条解説）</p>	<p>再生プラスチックの利用に関しては、<b>技術的・経済的にも利用が可能な状況</b>であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち<b>国内での再生資源の利用率は5%程度に留まっている</b>。</p>	<p><b>既に再生資源市場が形成</b>され、スクラップの再生利用が行われている。</p> <p>※ただし、自動車等への高品質な原料が要求される製品への再生利用は、技術的・経済的に可能とはいえず、現時点では進んでいない。</p>	<p>足元では<b>使用済E V用蓄電池の排出が少量</b>であることやレアメタルの回収技術については開発中であることから、<b>現時点では経済的に利用が可能な状況とはいえない</b>。</p>

# 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定について

## 製品の指定要件

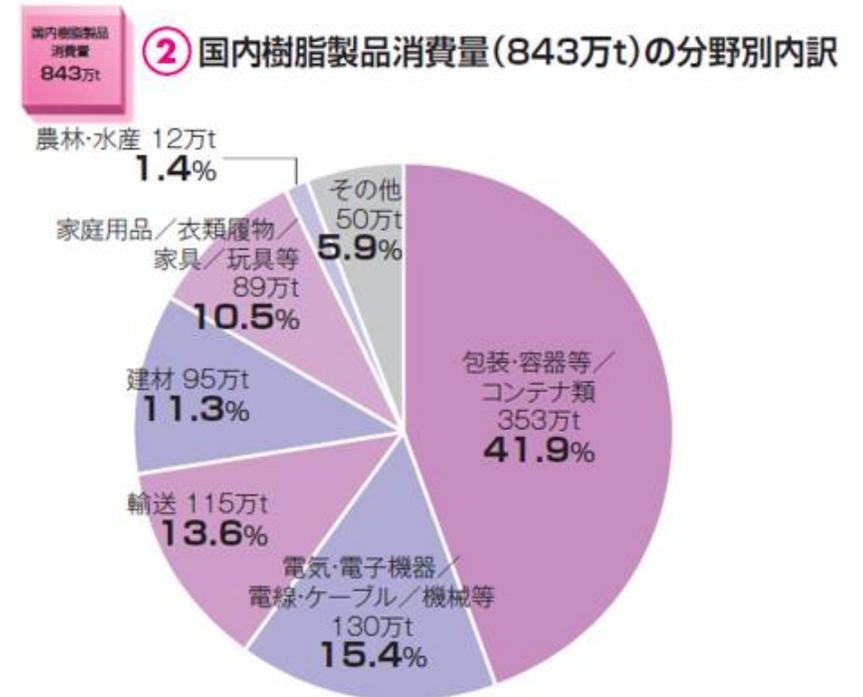
### 指定脱炭素化再生資源利用促進製品

#### <定義>

脱炭素化再生資源をその原材料として利用することを促進することが、当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品（改正資源法2条11項）

#### <指定の要件>

- ① 当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用することによるその資源の採掘や資源を活用した原材料の製造に伴う二酸化炭素の排出量の削減効果が大いこと。
- ② 技術的・経済的に当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用できる状態にあるが、市場に任せていては利用されないこと。
  1. 使用済物品の効率的な回収体制が整備されている。
  2. 回収された使用済製品から得られた再生資源を分離・再利用することが可能。
  3. 現状、再生資源の利用量が少ない。



# 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定について

- 指定要件及び国際的な動向を踏まえ、まずは**容器包装**（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、**家電4品目**、**自動車**を対象として検討してはどうか。※今後WGを設置し、業界ヒアリングを実施する。

## <事務局案>

指定要件	容器包装	電気電子機器	自動車	建材
①当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用することによるその資源の採掘や資源を活用した原材料の製造に伴う二酸化炭素の排出量の削減効果が大きいこと。（プラスチックを多く消費する業種）	プラスチック消費量が350万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が130万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が115万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が95万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。
②技術的・経済的に当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用できる状態にあるが、市場に任せていては利用されないこと。 1. 使用済物品の効率的な回収体制が整備されている。 2. 回収された使用済製品から得られた再生資源を分離・再利用することが可能。 3. 現状、再生資源の利用量が少ない。	1. 容器包装リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 約75万トンがマテリアルリサイクルされており、再利用することが可能。※ 3. 現状、プラスチック製容器包装への利用は進んでいない。  ※食品（PETボトル除く）や医薬品については、食品衛生法や薬機法の制約があり、直ちに再生プラスチックを利用することは難しい。	1. 電気電子機器のうち、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 14万トンの再生プラスチックが生産されており、再利用することが可能。 3. 現状、家電4品目への利用は1万トンに留まっている。	1. 自動車リサイクル法に基づき回収ルートが確立している。 2. バンパー等の部品は再利用が進んでいる。環境省の「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」において、再生プラスチックの利用可能性の向上に取り組んでいる。 3. 自動車に要求される安全性等の品質を満たした再生プラスチックの供給が進んでいないことを背景として、自動車への利用は進んでいない。	1. 建設リサイクル法はコンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリートのみを対象としており、プラスチック系建材等の回収体制は十分に構築されていない。 2. — 3. —
その他、考慮すべき事項	EUのPPWR（包装材と包装廃棄物に関する規則）は、2030年以降に再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。		EUのELV規則案は、規則案発効から72ヶ月後に、新車生産に必要なプラスチックの25%以上（うち廃車由来で25%以上）で再生プラスチック利用を義務化。 ※欧州議会で20%（うち廃車由来15%）に引き下げる修正案提示。	

# 再生材利用に関する判断基準

- 今後、省令において、対象製品ごとに事業者の判断となるべき事項（判断基準）を策定予定。

## 判断基準のイメージ

### ①再生プラスチックの利用量及び利用率の向上

- 事業者は、耐久性、安全性その他の〇〇の品質に対する〇〇の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する〇〇の再生プラスチック利用量及び利用率を計画的に向上させるものとする。
- 事業者は、製造される〇〇の再生プラスチック利用量及び利用率の向上を計画的に行うため、再生プラスチックの利用に関する目標を定めるものとする。

### ②技術の向上

- 事業者は、再生プラスチックの製造を行う者と協力して、次に掲げる技術の向上に計画的に取り組むものとする。
  - 一 使用済〇〇からプラスチックを効率的に取り出す技術
  - 二 再生プラスチックを〇〇に利用する技術
  - 三 その他の再生プラスチックを利用するために必要な技術

### ③二酸化炭素の排出量の削減

- 事業者は、再生プラスチックを利用することにより、製品のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。

### ④管理体制の整備

- 事業者は、再生プラスチックの利用に計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。
- 事業者は、再生プラスチックの利用量を定期的に計測し、及びその結果を記録するものとする。

# 再生材利用に関する計画作成

- 今後、省令において、脱炭素化再生資源の利用に関する計画の様式を定める予定。

## 計画フォーマットのイメージ

### I 再生プラスチックの利用に関する目標

	〇〇年目標（5年以内）	〇〇年目標（15年以内）
自ら製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		
その事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の脱炭素化再生資源の利用量（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）		

### II 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他（管理体制の整備等）

# 再生材利用計画・定期報告のスケジュール

2026年4月1日：改正資源法の施行

2027年6月末日 $\times$ （P）：再生材利用計画提出

2028年度以降（6月末日 $\times$ （P））：前年度実績の定期報告提出

# 業界ヒアリング事項

## 第1回WG（7月中）

業界ヒアリング（容器包装、家電、自動車）を実施。

### <ヒアリング事項（案）>

- 回収体制の整備状況と再生材の分離・再利用の技術的可能性について。
- 現状の再生材利用量と将来に向けた拡大可能性（再生プラスチックの利用拡大に向けた業界の取組状況、今後の業界ロードマップ等）について。
- 義務化が再生材の供給拡大や技術開発促進につながるかどうか。
- 足切り基準、計画・定期報告の内容、スケジュールは問題ないか。
- その他、再生プラスチックの利用に関し考慮すべき事項。

## ②環境配慮設計

# 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針における配慮、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

## 事業者が従うべき判断基準

### <家電・複写機の例>

(リサイクルの容易化)

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

(省資源化)

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

## 優れた環境配慮設計の例

### <家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルライフソリューションズ株式会社HP

### <複写機>



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

# 環境配慮設計に係る制度の全体像と今後の進め方

- ベースとなる判断基準があった上で、ライフサイクル全体を見据えた高度な環境配慮設計として、共通の設計指針に基づき製品分野ごとに認定基準を策定していく。

## <優れた環境配慮設計>

製品分野ごとの設計認定基準の策定

→ 設計認定に意欲のある業界による手挙げ方式。

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（全製品共通）

→ 今後WGで設計指針の議論を進める。

事業者が従うべき判断基準  
(指定省資源化製品・指定脱炭素化再生資源利用促進製品・  
指定再利用促進製品)

→ 対象製品の追加について今回ご議論いただきたい。

・**衣料品**：安価な衣料品の大量生産・大量消費が進み、資源の浪費のみならず、焼却処分時のCO2排出や埋立による環境汚染が課題に。製品のライフサイクルを考慮した環境配慮設計を推進することが求められているのではないか。

# (参考) 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

## 第八章 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定等)

第二十九条 主務大臣は、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品（以下「対象指定製品」という。）の製造の事業を行う者（その設計を行う者に限る。）及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者（以下「対象指定製品製造事業者等」という。）が設計する対象指定製品について、資源の有効な利用及び脱炭素化を特に促進するために対象指定製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」という。）を定めるものとする。

### 2 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一. 原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進及び再生資源又は再生部品の利用の促進に関して対象指定製品製造事業者等が総合的に取り組むべき事項
- 二. 二酸化炭素の排出量の削減に関して対象指定製品の設計を通じて対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項
- 三. 自主回収及び再資源化のための使用済物品等の収集、運搬及び処分（再生を含む。第十章（第五十四条第三項第三号ロ及びハを除く。）において同じ。）の事業を行う者との連携に関して対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項
- 四. その他対象指定製品製造事業者等が資源の有効な利用及び脱炭素化の促進について配慮すべき事項

# 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の基本的な考え方

- 環境配慮設計の要件については、EUのエコデザイン規則及び国内のアセスメントガイドラインを踏まえ、以下の項目案を整理。今後、具体的内容をワーキンググループで議論していく。

カテゴリ	環境配慮要件の項目（案）			
資源性	耐久性・信頼性	再利用可能性	アップグレード可能性	修理可能性
	保守・改修の可能性	資源使用と資源効率	リサイクル材の含有率	再製造
	リサイクル可能性	製品からの材料回収可能性	廃棄物の発生量の予測	
脱炭素	製品の環境負荷影響		エネルギー使用とエネルギー効率	
静脈企業との連携	リサイクル可能性		収集運搬及び処分の容易性	
その他	製品中の懸念物質の存在		水使用と水資源効率	

# (参考) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ法）に基づく プラスチック使用製品設計指針（全製品共通指針）

- 「プラスチック使用製品設計指針」の中で、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めている。

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項		
(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの使用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

※1 以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。

# (参考) プラ法に基づく設計認定基準 (特に優れた設計の認定基準) の策定状況

- これまで業界団体等における標準基準等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、業界団体等において製品分野ごとの標準基準等の策定を実施することが望まれる。現在、標準基準を策定している業界団体は8者(経産省把握分)。
- 今般策定した設計認定基準案は、(1) 清涼飲料用ペットボトル容器、(2) 文具・事務用品<sup>※1</sup>、(3) 家庭用化粧品容器<sup>※2</sup>、(4) 家庭用洗剤容器<sup>※3</sup>の4分野。
- 全体のプラスチック製品生産量に対し、9.0%程度<sup>※4</sup>の製品分野において設計認定基準の策定が進められている。

## ■ 標準基準を策定している業界団体 (経産省把握分)

- |  |  |
|--|--|
| ● <b>全国清涼飲料連合会</b><br>→ PETボトルリサイクル推進協議会策定の「PETボトルの環境配慮設計指針」 | ● <b>プラスチック容器包装リサイクル推進協議会</b><br>→ 容器包装の環境配慮設計・ガイドライン        |
| ● <b>一般社団法人全日本文具協会</b><br>→ プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン        | ● <b>日本プラスチック食品容器工業会</b><br>→ プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン |
| ● <b>日本化粧品工業会</b><br>→ 化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針                  | ● <b>全日本ブラシ工業協同組合</b><br>→ 歯ブラシ及びヘアブラシ製品に関する環境配慮設計ガイドライン     |
| ● <b>日本石鹸洗剤工業会</b><br>→ 環境配慮設計チェックリスト (ガイドライン: 2022年度版)      | ● <b>日本歯磨工業会</b><br>→ オーラルケア製品に関する環境設計のためのガイドライン             |

※1 文具・事務用品の中で対象となる製品分類は、クリアホルダー、クリアファイル、バインダー

※2 家庭用化粧品容器で対象となる製品分類は、シャンプー、リンス、ボディソープ、ハンドソープ

※3 家庭用洗剤容器で対象となる製品分類は、洗濯用洗剤容器、柔軟仕上げ剤容器、台所用洗剤容器、食洗機用洗剤容器、住居用洗剤容器

※4 以下出典先による推計

・一般社団法人プラスチック循環利用協会「2022年 プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」 <https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf>

・日本石鹸洗剤工業会「環境年報 Vol.48 (2023年度版)」 [https://jsda.org/w/00\\_jsda/9\\_Annual-Report/Environmental-Annual-Report\\_Vol.48\\_2023.pdf](https://jsda.org/w/00_jsda/9_Annual-Report/Environmental-Annual-Report_Vol.48_2023.pdf)

・一般社団法人全日本文具協会より推計

・日本化粧品工業会「化粧品業界における容器包装プラスチック使用量 (2022年度) について」 [https://www.jcia.org/user/common/download/approach/sustainability/202404\\_JCIA\\_plastic\\_usage\\_jp2.pdf](https://www.jcia.org/user/common/download/approach/sustainability/202404_JCIA_plastic_usage_jp2.pdf)

・PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2023」 <https://www.petbottle-rec.gr.jp/nenji/new.pdf>

# (参考) 繊維製品の環境配慮設計に関する取組

- 繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定。

## 環境配慮設計項目一覧

1. 環境負荷の少ない原材料の使用
2. GHG排出抑制、省エネルギー
3. 安全性への配慮
4. 水資源への配慮
5. 廃棄物の抑制
6. 包装材の抑制
7. 繊維くずの発生抑制
8. 長期使用
9. リペア・リユースサービスの活用
10. 易リサイクル設計
11. 繊維製品のリサイクル

## 今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 環境配慮製品の普及を促進するため、政府による**グリーン購入法の活用等**の検討。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等**を検討する。

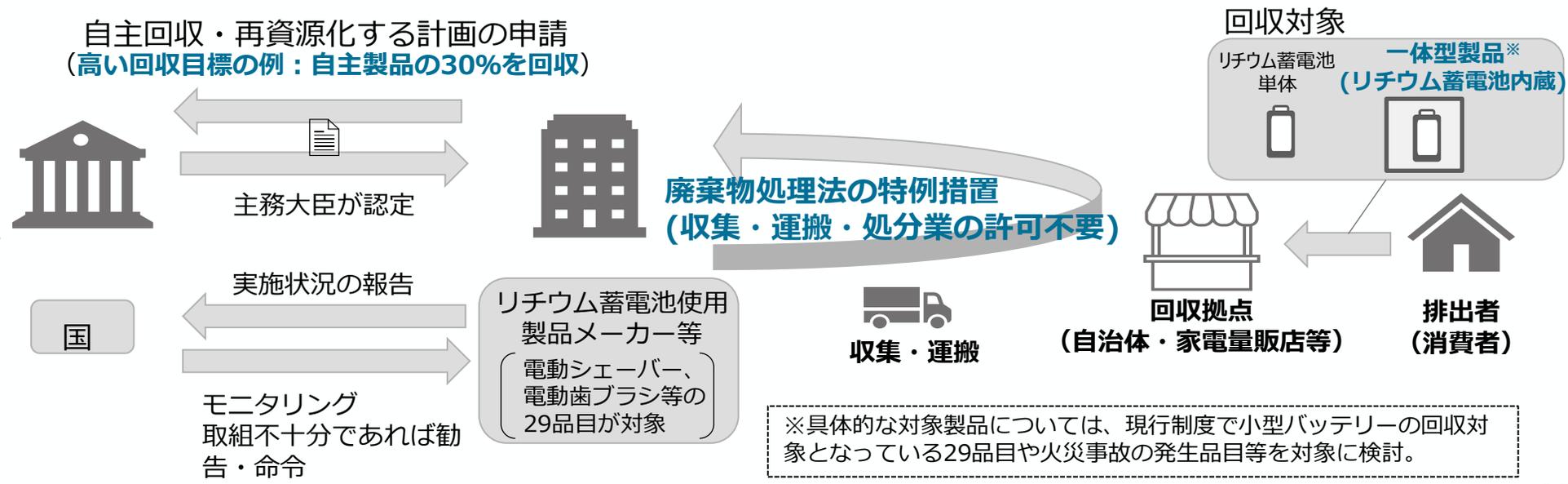
## ③指定再資源化製品

# GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現制度では、小型リチウム蓄電池やその使用製品のメーカー等に、リチウム蓄電池の回収・再資源化を義務付け。
- しかしながら、
  - ① 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
  - ② 回収スキームが構築しにくい（広域回収には個別の自治体許可が必要）
  - ③ リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品の増加（一体型は義務対象外）  
こと等から、回収率が低い。
- リサイクル・廃棄物処理の現場で小型バッテリー起因の発火事故が増加、回収率向上の要請あり。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収を促進。一体型製品も、政令で義務の対象に追加予定。

**メーカー等による  
小型リチウム蓄電池回収の課題**

1. 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
2. 広域回収には個別自治体許可が必要
3. 小型リチウム蓄電池取り外し不可の一体型製品の増加



# 課題及び指定再資源化製品について

- リサイクル・廃棄物処理現場における小型リチウム蓄電池の**発煙・発火事故増加による回収促進が喫緊の課題**。**資源循環と安全性の両立**を図るため、**発火リスクの高い製品（指定再資源化製品）を早急に新たに指定し、メーカー等による回収率の向上を図る必要**。
- ※**指定再資源化製品**：製造事業者及び輸入販売事業者が、自主回収・再資源化を促進することが特に必要と政令で定められた製品。密閉形蓄電池を部品として使用する製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収・再資源化に取り組むことが求められている。

## 指定再資源化製品

（当該製品の自主回収・再資源化が求められる）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

## 指定再資源化製品を部品として使用する製品29品目

（部品として使用する密閉形蓄電池の自主回収・再資源化が求められる）

電源装置	コードレスホン	電気かみそり
電動工具	ファクシミリ装置	電気歯ブラシ
誘導灯	交換機	非常用照明器具
火災警報設備	携帯電話用装置	血圧計
防犯警報装置	MCAシステム用通信装置	医療用注入器
電動自転車	簡易無線用通信装置	電気マッサージ器
電動車いす	アマチュア用無線機	家庭用電気治療器
パーソナルコンピュータ	ビデオカメラ	浴槽用電気気泡発生器
プリンター	ヘッドホンステレオ	自動車型電動式がん具
携帯用データ収集装置	電気掃除機	

# リチウム蓄電池による火災事故の発生事例

- 環境省の調査によると、廃棄物処理を行う市区町村等において小型リチウム蓄電池を起因とした発煙・発火事故は年間21,751件（R5年度）。
- リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の被害総額は約96億円（R3年度）（処理施設停止中の他自治体への処理委託費を含む）と推計。

H29	新潟県	新潟市	消防が出動する出火が発生。コンベヤのベルトゴムが損傷。
R2	埼玉県	上尾市	9ヶ月半の稼働停止。難燃性ゴム製ベルト、熱源検知器、散水ノズル増設を含め、復旧工事費約4億7,700万円。加えて、この間の委託処理費約5千万円。
R2	東京都	府中市	大規模火災により、1年半利用施設が利用できなくなった。各種コンベヤ、磁選機、粒度選別機、周辺の電気系統が損傷し高額の修理費用が生じた。修理期間は粗破碎処理のみ行い、職員による手作業で処理を進めた。



発火時の様子(新潟市)



火災当日の様子(上尾市)

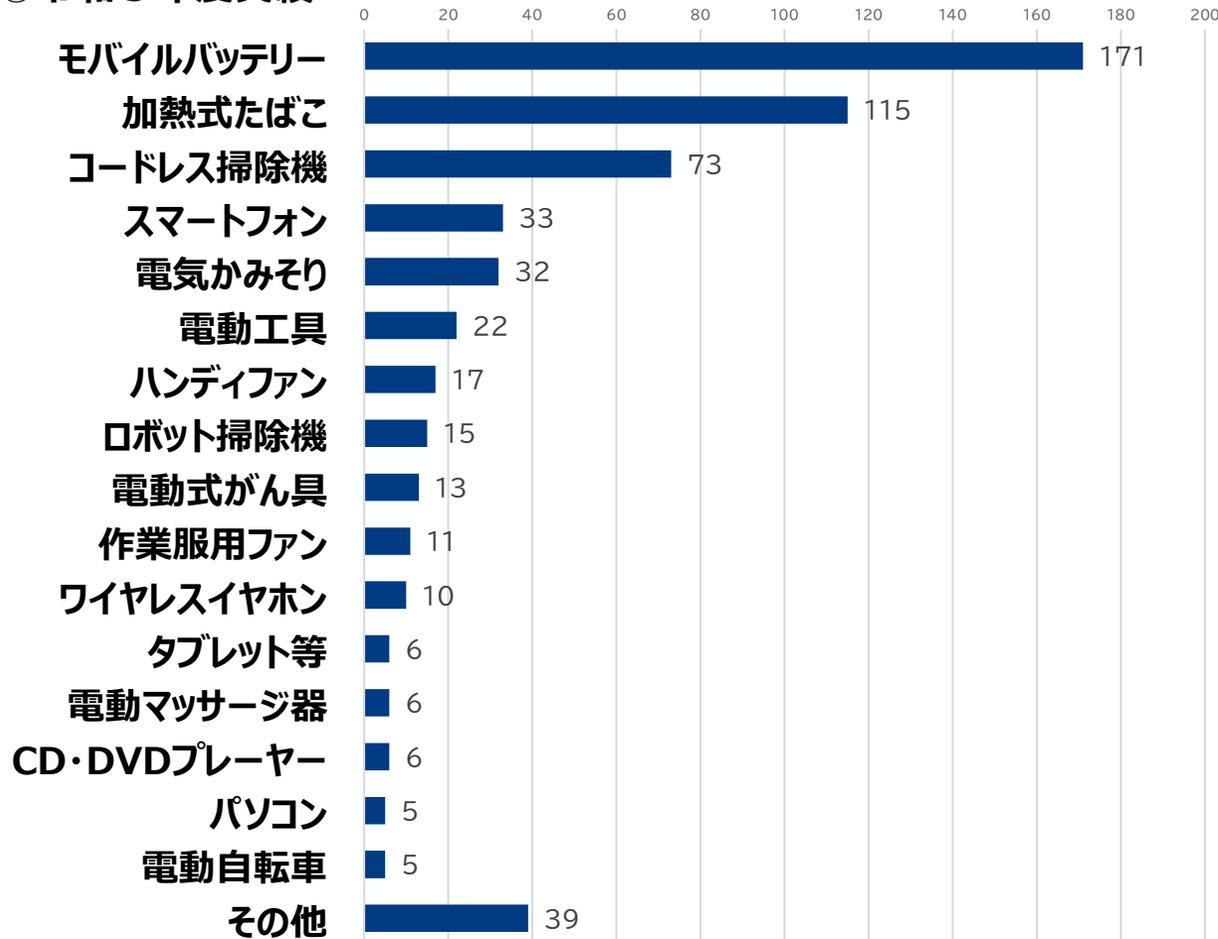


火災で焦げた破砕物コンベヤ(府中市)

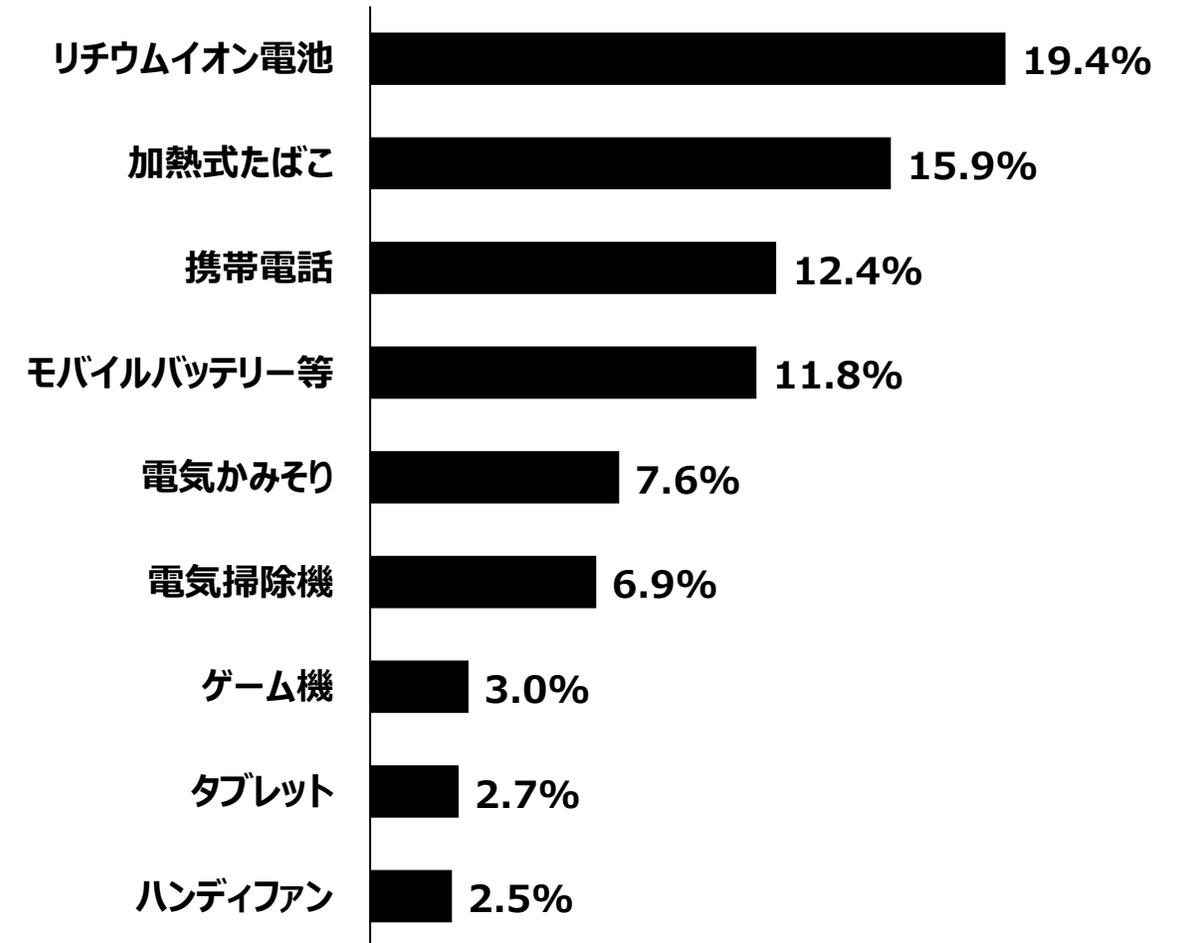
# リサイクル現場等における火災事故等の発生品目

## 火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○令和5年度実績



## 不燃ごみ等に混入しているリチウム蓄電池関係品目



(左図) 環境省調査：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

(右図) 総務省調査：リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

※「加熱式たばこ」はデバイスを指す。

# 指定再資源化製品の指定

## 製品の選定

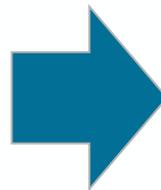
1. **政策的な必要性**：レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性）、リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性）。リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化が必要。
2. **技術的・経済的な対応可能性**：再資源化する技術が存在。販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBRC（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能。

→今後、業界ヒアリングを実施した上で、3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）などの品目を新たに指定してはどうか。 ※今後、業界ヒアリングを実施する。

### 指定再資源化製品（現行）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



### 指定再資源化製品（新たに追加を検討）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

電源装置

携帯電話用装置

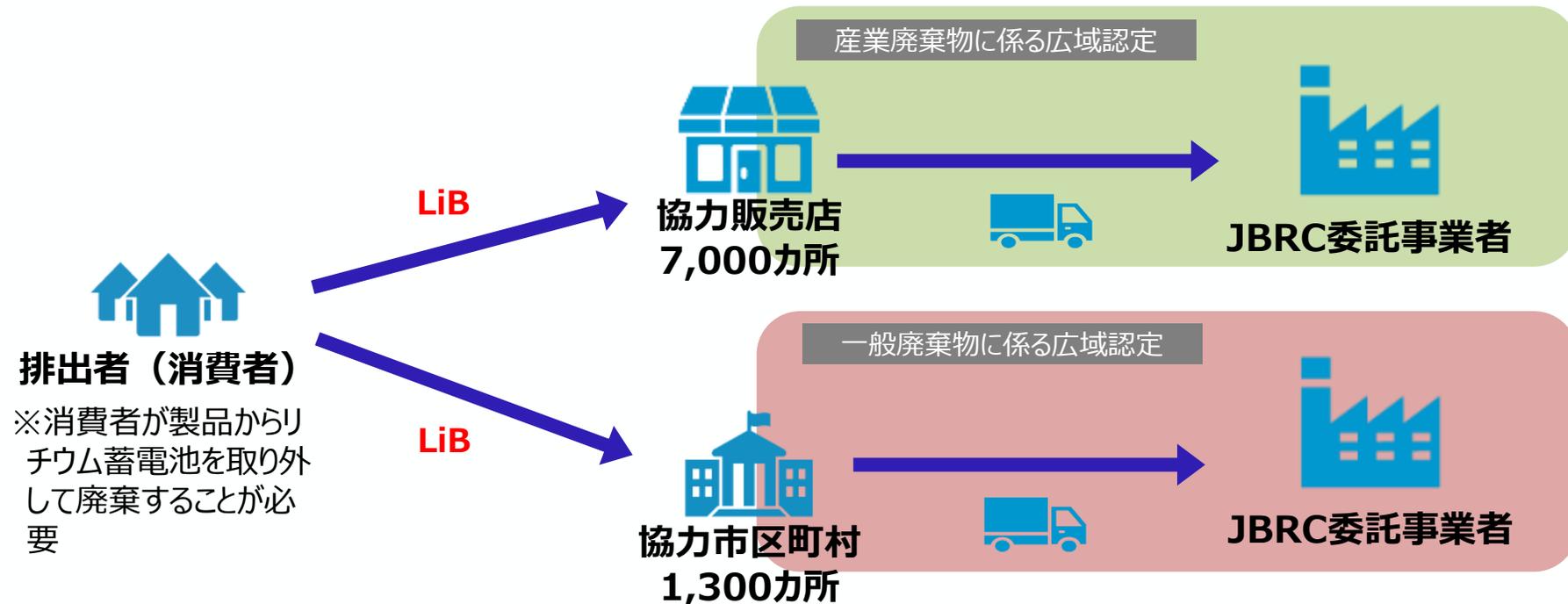
加熱式たばこデバイス

...

※今後、業界ヒアリングを実施した上で、新たに製品の指定を行う

# (参考) JBRCによる密閉形蓄電池の回収

- 密閉形蓄電池や密閉形蓄電池使用製品のメーカー等が参画し、製造事業者等が自主回収・再資源化を共同で行う団体として、「一般社団法人JBRC」を2001年4月に設立。現在の会員企業は約400法人。
- 電器店やスーパーマーケットなどの協力販売店や市区町村などを回収拠点に、会員企業のリチウム蓄電池を回収・再資源化を実施。



# CEコマース

# サーキュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）を**健全に育成する適切な規律が存在しない**。
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

## CEコマースビジネスの例



乾かすたび、  
高浸透ナノイヤーが髪の内側まで水分補給

ヘアードライヤー ナノケア  
EH-NA0J

新品：月額 1,750円（税込）  
検査済み再生品：月額 990円（税込）

出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる  
サービス

¥7,980(税込)/月の  
ライトなら  
月3着



¥10,980(税込)/月の  
レギュラーなら  
借り放題



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が  
定額で借りられるサービス

## 不適切なCEコマースビジネスの例

### ○資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



### ○消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

# これまでの議論の推移

## CEコマース制度整備検討会

- 令和6年2月～3月に対象製品、判断基準等について関係業界団体や学識者等を集めた非公開の検討会を3回開催。

(参考)

第1回：対象サービスのスコープと対象製品の考え方について議論

第2回：資源循環を促進するための取り組み指針の方向性について議論

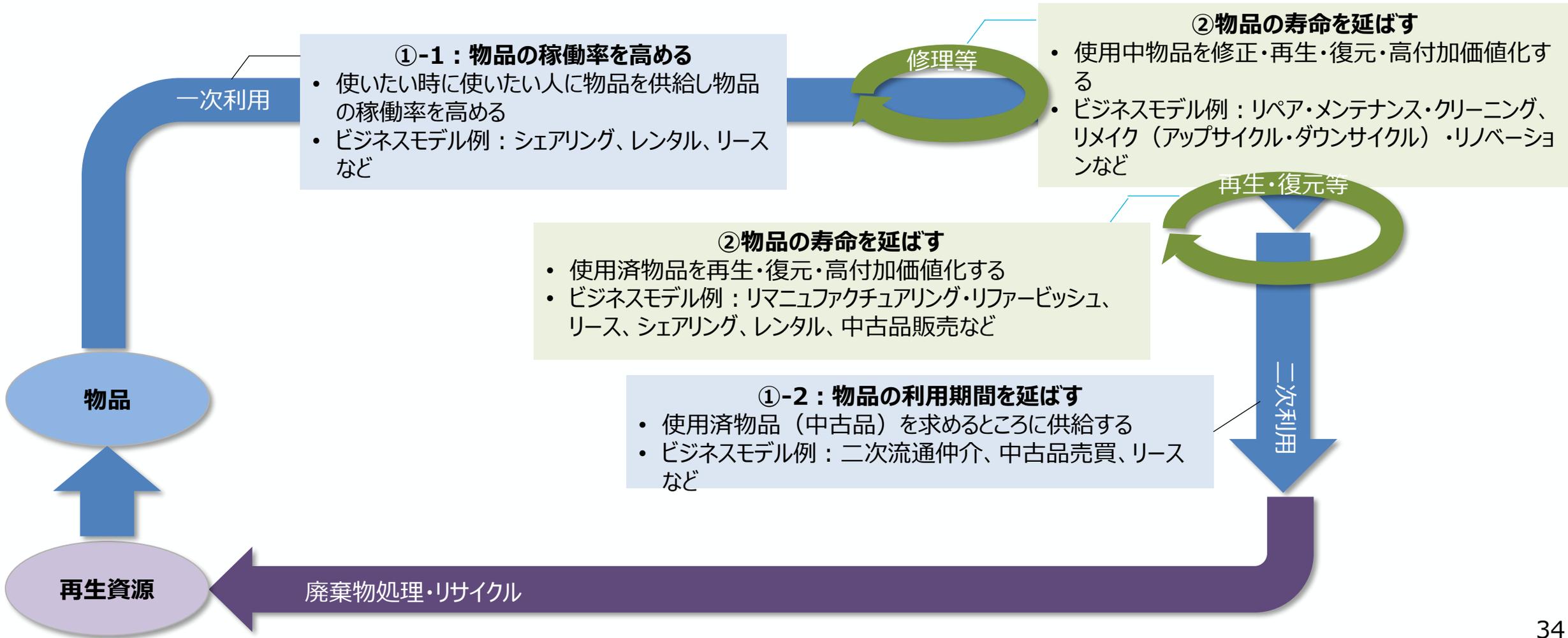
第3回：サービス形態別資源循環を促進するための取り組み指針について議論



**対象製品の選定基準、資源循環促進に寄与する取組指針に含める要素**についての方向性を得た

# CEコマースの対象サービスのスコープについて

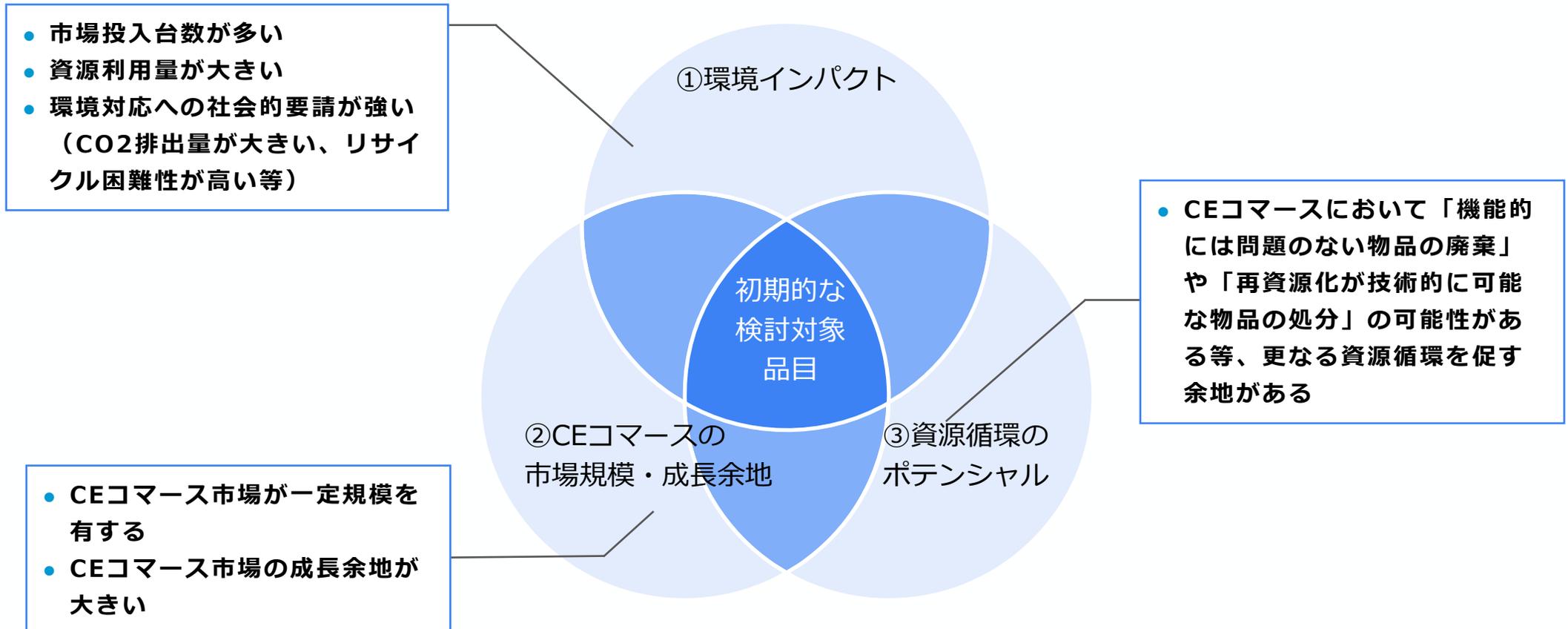
- CEコマースは、「①物品の利用頻度（稼働率・期間）を増やす」及び「②物品の寿命を延ばす」等を通じてCEに貢献するビジネスと定義



# CEコマースの対象製品選定について

## 製品の選定基準

- ①環境インパクト、②CEコマースの市場規模・成長余地、③資源循環のポテンシャルの3つの観点から対象製品を絞り込んでいく。
- 対象製品×サービス形態（業種）別に事業者が従うべき判断基準等を、今後ワーキンググループで議論していく。



# CEコマースの対象製品選定について

3つの観点を踏まえ、B2C中心の製品については「家電4品目」と「衣料品」を対象製品としてはどうか。

	資源有効利用促進法での指定状況	①環境インパクト	②CEコマースの市場規模・成長余地	③資源循環のポテンシャル
家電4品目	省資源化製品 再利用促進製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及率は非常に高く、家電リサイクル法対象の4品目だけで、年間2000万台が出荷されるなど<b>取引数・物量共に非常に大きい</b></li> <li>欧州で循環型電子機器イニシアチブが発出されるなど<b>CEコマースへの要請が高い</b></li> <li>家電4品目は、家電リサイクル法のもと、家電販売事業者による<b>引取・引渡の仕組みやリサイクル実施体制が確立</b></li> <li>産構審・中環審「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」に従うことが求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>リユース市場は2,775億円（家具・家電）規模であり、近年拡大傾向（2023年の市場規模は2018年に比べ約1.4倍に）</b>サブスクやリファーマービッシュなどの事業も広がるなど、<b>新たなCEコマース関連サービスの拡大が進む</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法とCEコマースとの連携を高めることで<b>更なる資源循環に取り組める余地がある</b></li> <li>リペア、リマニュファクチャリング、リファーマービッシュの<b>信頼度向上や他法令との整合性確保のための制度整備、偽装リユースへの対応が課題</b>との意見あり</li> <li>エアコンについては製品特性上、リユースの実績に乏しい</li> </ul>
衣料品・靴・鞆	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で年間37億点が販売され、<b>取引数として非常に大きい</b>。国内アパレルでは<b>約3割が売れ残っている</b>。</li> <li>欧州循環経済行動計画でも重要品目に指定されるなど<b>環境対応への社会的要請が高い</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース市場の取扱高は5,913億円（衣料・服飾品 ※ブランド品は含まず）規模であり、<b>近年拡大傾向（2023年の市場規模は2018年に比べ約1.7倍に）</b></li> <li>シェアリングやサブスク等の<b>CEコマースに対する消費者の利用意向が高い</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>シェアリングやサブスク等の導入が進む代表的な品目の一つ</b></li> <li>法制度等に基づく個別のリサイクルスキームは存在しない。CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> <li>現状、リペア・メンテナンス・リメイクの認知度は低い<b>が、長く使いたいという要望もあり、将来的な伸びしろは大きい</b></li> </ul>

# CEコマースの対象製品選定について

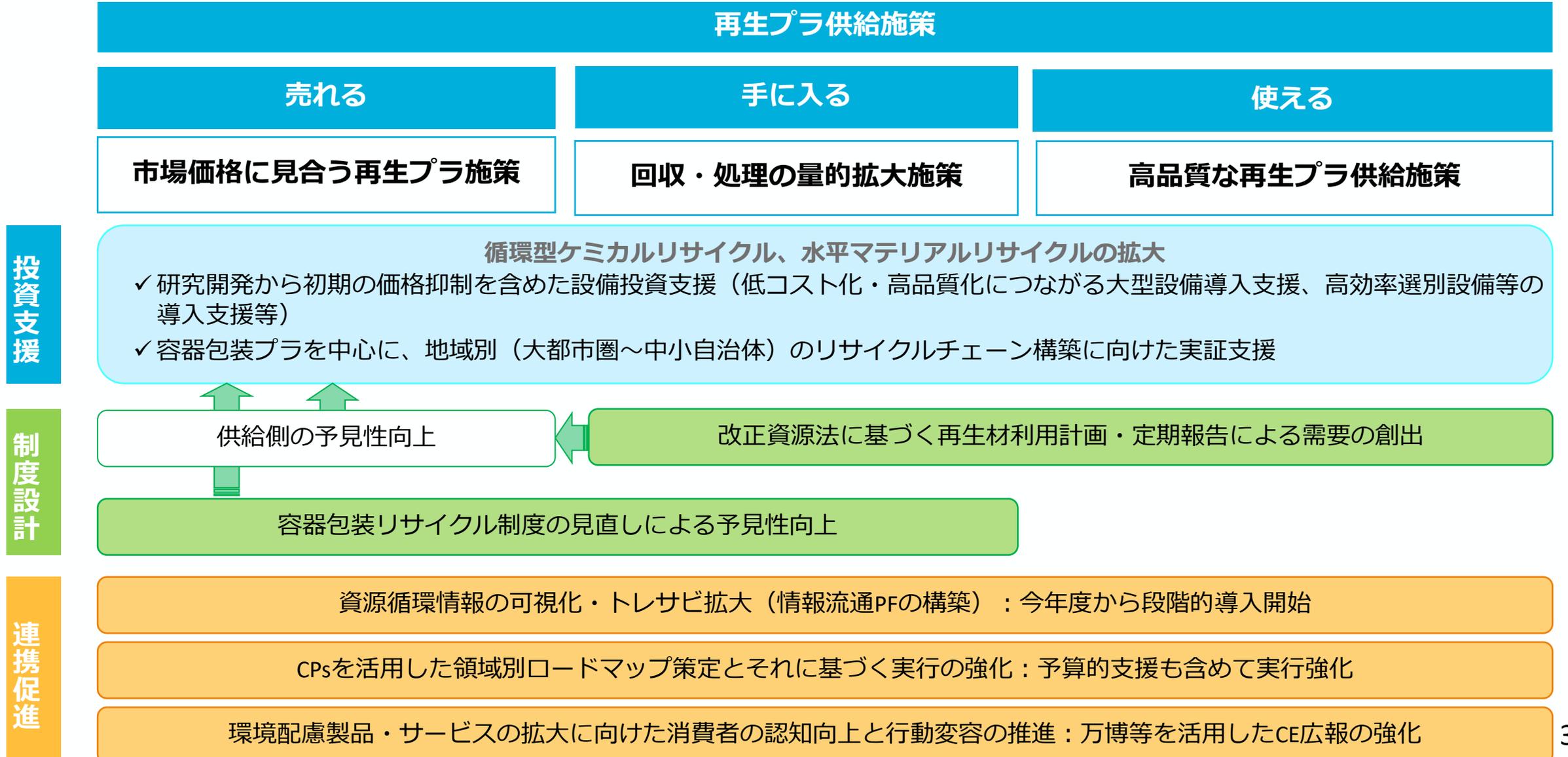
3つの観点から踏まえ、B2B中心の製品については「複写機」と「オフィス家具」を対象製品としてはどうか。

	資源有効利用促進法での指定状況	①環境インパクト	②CEコマースの市場規模・成長余地	③資源循環のポテンシャル
事務用機器 (複写機等)	再利用業種 再利用促進製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合機は年間45万台程度が出荷され、事務用の<b>耐久消費財としては大きな割合を占める</b></li> <li>製造メーカーが主体となって、使用済複合機の回収が実施されており（静脈物流委員会）、<b>効率的に回収可能、リサイクルの手法も確立されている</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度における事務用機器のリース調達額は情報関連機器、産業機械に次ぐ<b>3番目に大きい規模の製品</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカー自身による保守・管理に加え、一部メーカーでは回収された機器の適切なリユース・リサイクルと合わせた<b>先進的なCEコマースに取り組むことが可能</b></li> <li>CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> </ul>
オフィス家具	省資源化製品 再利用促進製品 (金属製家具)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用機器と並び、主要な事業者向けの耐久消費財の品目</li> <li>オフィス向け家具は金属割合が高く、<b>資源回収の重要度が高い</b></li> <li>市場は年間約1兆円で、その8割は、国産品が占めている。従来は金属製家具主体であったが木製家具の比率が増えており、<b>将来の資源循環が課題</b></li> <li>レンタルが多く、<b>レンタル事業者が回収する仕組みが確立されている</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>レンタル市場の割合が大きく</b>、B2Bのレンタル市場における主要品目の一つ</li> <li>オフィス家具を含むオフィス空間をシェアリングするサービスも拡大している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度等に基づく個別のリサイクルスキームは存在しない</li> <li>CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> <li>現在は業界団体で試行事業等への取り組みを進めており、<b>業界全体での資源循環における一元化の対応可能性</b>がある。</li> </ul>

## 2. 再生プラスチックの供給量拡大策

# 再生プラの供給量・質の向上に向けて（案）

2030年の本格的な国内再生プラ市場を立ち上げるべく、関係省庁と連携をしながら、産官学一体で再生材の供給量・質の向上に向けた取組を進める



# (参考) 循環型ケミカルリサイクルプラの生産計画

※1 樹脂生産量

企業	技術種類		受入れ廃プラ	商用化時期	処理規模/年	取り組み概要
レゾナック		ガス化	混合廃プラ	2003年	6万トン/年	2003年より川崎事業所で6万トン/年規模のガス化設備（水素やアンモニアの製造）が稼働
JEPLAN	モノマー化		PET	2004年	2.2万トン/年 ※1	自治体などより回収した廃PETボトルを仕入れ、可溶媒分解によりPET中間体に分解し、BHETを精製、溶融重合、古層重合により飲料用PETとして再生。工場の樹脂生産量は2.2万トン/年程度。
三菱ケミカル	油化		混合廃プラ	2023年	2万トン/年	2023年度に処理能力2万トン/年の廃プラ油化事業の開始。茨城県鹿島コンビナートにて実施。英Mura Technologyの技術を活用しENEOSの製油所と連携して事業化。
CFP	油化		混合廃プラ	2023年	9千トン/年	2023年より9千トン/年のプラントでオレフィン系廃プラを回収。油化油を三井化学のクラッカーに投入し、再生材を生成。
東洋スチレン	モノマー化		PS	2023年	3千トン/年	2024年度に稼働予定でポリスチレン食品容器・シートメーカーから廃ポリスチレンの工場端材を回収。米国Agilyx社との技術ライセンス契約を導入しデンカの工場敷地内に建設した備能力は3千トン/年で、マスバランス方式による提供を検討。
PSジャパン	モノマー化		PS	2023年	1千トン/年	2023年に岡山県水島工場にポリスチレンのケミカルリサイクル実証設備を新設し1千トン/年処理規模で検証中
三菱ケミカル	モノマー化		PMMA	2024年	3千トン/年	米AgilyxとPMMAの解重合技術の実証に成功し、2024年に欧州で設備を稼働する計画。国内ではマイクロ波化学の技術を用い、2024年に3千トン/年規模の設備を富山で稼働予定
出光興産	油化		混合廃プラ	2025年	2万トン/年	ケミカルリサイクル・ジャパンを設立し、2万トン/年の廃プラスチックの廃プラ油化事業について2025年の開始を目指す。千葉事業所にて実施。環境エネルギー社の技術を活用
三井化学	モノマー化		ポリウレタン	2025年	-	マイクロ波化学の技術を用い、軟質ポリウレタンフォームの廃材を分解し、直接原料化する技術の実用化を目指した取り組みを開始。2023年に実証試験、2025年の事業化を目指す
住友化学	モノマー化		PMMA	2025年	2万トン/年	協力会社などから使用済みアクリル樹脂や廃材を回収し、原料のMMAモノマーに再生する技術を日本製鋼所と共同開発。2025年には工場廃材中心に6千トン/年回収し再生材を拡販。2030年までに2万トン/年のPMMA回収を目指す
三菱ケミカル	モノマー化		PC	2030年	1万トン/年	2023年度中に福岡事業所内の設備を完成。東京海上日動及びABTと連携し、自動車ヘッドランプ・テールランプなどの低品質廃ポリカーポネート樹脂を回収・再生する実証を開始。2030年に1万トン/年規模の商用利用を目指す
アールプラス ジャパン	モノマー化		混合廃プラ	2030年	20万トン/年	2030年度に年間処理量20万トン/年のケミカルリサイクル設備の稼働を目指す。Anello tech 社の技術を活用。油化工程を経ない先進プロセスによって省エネ・高効率化が可能
荏原環境プラ ント		循環型 ガス化	混合廃プラ	2030年	3千トン/年	2007年までに廃プラや木材チップ等のガス化（水素/CO生成）については3000トン/年スケールで実証済み。混合廃プラを加熱・ガス化（オレフィン化）しエチレンやプロピレンとして再生する要素技術を開発中。エンビプロ・ブライティノベーションと連携して産廃を回収することを発表。
住友化学		モノマー化	混合廃プラ	2033年	1万トン/年	2030年までにポリオレフィン系廃プラから、エチレンやプロピレンなどを直接製造する技術の確立を目指す。
	油化		混合廃プラ	2033年	-	2030年までに廃プラ由来の合成ガスから、エタノールを製造し、それを原料にオレフィン類を製造する技術の確立を目指す。
三井化学	油化		混合廃プラ	—	-	BASFが欧州で導入済みの油化技術を用いて国内事業化を検討中

# (参考) 研究開発支援：CO<sub>2</sub>等を用いたプラスチック原料製造技術開発 (国費負担上限額：1,540億円)

プラスチック原料のほとんどは石油精製で得られるナフサ由来であり、化学産業から排出されるCO<sub>2</sub>の約半分がナフサを分解してエチレン、プロピレン等の基礎化学品を製造する過程等に起因。

廃プラスチックの約60%がゴミ焼却発電等の熱源として利用 (サーマルリサイクル)され、最終的にはCO<sub>2</sub>として排出されているため、抜本的な対策が必要。

## 【研究開発項目 1】

### 熱源のカーボンフリー化によるナフサ分解炉の高度化技術の開発

- 現行はナフサ分解炉から発生するオフガス(メタン等)が熱源。
- 本事業では、ナフサ分解炉の熱源をカーボンフリーであるアンモニアに転換する世界初の技術を開発する。



約850℃でナフサ熱分解している炉の熱源をアンモニアに転換

【CO<sub>2</sub>排出の7割程度削減を目指す】

## 【研究開発項目 2】

### 廃プラ・廃ゴムからの化学品製造技術の開発

- 廃プラ・廃ゴムからエチレン、プロピレン等のプラスチック原料を製造する技術を確立。
- 収率60~80%で製造し、さらに製造時に排出するCO<sub>2</sub>も従来の半分程度を目指す。



廃プラ熱分解油 (プラ原料)

【CO<sub>2</sub>排出の半減程度削減を目指す】

## 【研究開発項目 3】

### CO<sub>2</sub>からの機能性化学品製造技術の開発

- CO<sub>2</sub>原料化を目指す等の機能性化学品を合成する際に、一部化石由来原料のCO<sub>2</sub>代替を目指す。
- 電気・光学・力学特性等の機能性向上にも取り組む。



高性能ポリカーボネート (カメラレンズ)

## 【研究開発項目 4】

### アルコール類からの化学品製造技術の開発

#### 【グリーン水素とCO<sub>2</sub>から製造】

- メタノール等からエチレン、プロピレン等のオレフィンを製造(MTO)する触媒収率を向上(80~90%)。
- 人工光合成については、高い変換効率と優れた量産性が両立できる光触媒を開発し、実用化を目指す。



MTO実証



光触媒パネルの大規模実証

## 産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

GXグループ 資源循環経済課

国庫債務負担行為含め総額 **100億円** ※令和7年度予算額 30億円 (35億円)

### 事業目的・概要

#### 事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため、経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織。

#### 事業概要

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の枠組みを活用し、関係主体の有機的な連携を通じて、

- (1) 自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等を支援する。
- (2) 自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標・事業期間

令和6年から8年までの3年間の事業であり、短期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりに係る実証事業等を開始することを目指す。中期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を実証事業等により商用化することを目指す。長期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を普及させることを目指す。

## 先進的な資源循環投資促進事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算額 15,000百万円※ (5,000百万円)】  
※ 3年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

### 1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業 (Hard-to-Abate産業) における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

### 2. 事業内容

#### ①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業 (Hard-to-Abate産業) に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

#### ②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品 (蓄電池など。以下「GX製品」という。) の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池 (Lib) 及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率 1 / 3, 1 / 2)
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

### 4. 事業イメージ

#### ①CO2排出削減が困難な産業 (Hard-to-Abate産業) の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

#### ②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

# (参考) 設備投資支援 :

## 排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業

国庫債務負担行為含め総額 4,247億円

※令和7年度予算額256億円 (327億円)

GXグループ 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課

製造産業局 金属課、素材産業課

事業目的・概要
<b>事業目的</b> 2050年カーボンニュートラルに向けて、鉄、化学、紙パルプ、セメント等の排出削減が困難な産業において、エネルギー・製造プロセスの転換を図り、排出量削減及び産業競争力強化につなげることを目的とする。
<b>事業概要</b> 排出削減が困難な産業における排出量削減及び産業競争力強化につなげるため、いち早い社会実装に繋がる下記に係る設備投資等を支援する。 (1) 製造プロセス転換事業 多くのCO2排出を伴う従来の製造プロセスから、新たな低排出な製造プロセスへ転換するため、下記に係る設備投資等を支援する。 ①鉄鋼 ・従来の高炉・転炉から大幅に排出を削減する革新的な電炉への転換、水素を活用した製鉄プロセスの導入 ②化学 ・廃プラスチック等を活用しナフサ原料の使用量を低減するケミカルリサイクルへのプロセス転換 ・植物等から製造され、ライフサイクルを通じた排出量が低いバイオ原料への原料転換 ③紙パルプ ・化石燃料由来製品等の代替素材となる可能性を有している木質パルプを活用したバイオリファイナリー産業への転換 等 (2) 自家発電設備等の燃料転換事業 石炭等を燃料とする自家発電設備・ボイラー等において、大幅な排出削減に資する燃料への転換

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
 <p>国 → 補助 (定額) → 民間企業等 → 補助 (1/3等) → 民間企業等</p>
※対象者の選定にあたっては、真に産業競争力の強化につながるよう、支援対象者に以下の趣旨の内容等を求めることとする。 ・企業トップが変革にコミットしていること ・将来の自立化も見据えながら、自ら資本市場から資金を呼び込めること ・市場の需要家を巻き込む努力をしていること 等

成果目標・事業期間
短期的には、製造プロセスを革新し排出を抑えつつ、グリーンかつ高付加価値な製品等の創出に向けた投資を促すことを目指す。最終的には、本事業による投資を呼び水とし、今後10年で官民投資8兆円、国内排出削減4千万トン以上を目指す。

# (参考) 運営資金支援：戦略分野国内生産促進税制の制度設計について

## 大胆な国内投資促進策とするための措置

- **戦略分野ごとの生産量に応じた税額控除措置**
  - 戦略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に対象分野を法定
  - 本税制の対象分野のうちGX分野については、GX経済移行債による財源を活用
- 制度開始から**2027年3月31日まで**に、産業競争力強化法に基づいた**エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定**を受ける必要
- 事業計画の認定から**10年間**の措置期間（+最大4年の繰越期間）
- 毎事業年度、法人税額の**最大40%**を控除可能

## 本税制のうち、GX分野ごとの税額控除額

GX分野		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台
	軽EV・PHEV	20万円/台
グリーンスチール		2万円/トン
<b>グリーンケミカル</b>		<b>5万円/トン</b>
SAF		30円/リットル

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。(生産・販売開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)

## 3. 今後のスケジュール

# 今後のスケジュール

- 改正資源法の円滑な制度開始に向けて、業界ヒアリングによる詳細な実態把握と効率的な審議を両立させるため、小委員会と下部WGの役割分担は下記のとおりとしたい。
  - ・ 小委員会 : 製品指定の考え方を踏まえた具体的な指定製品の決定、制度の点検・見直しの実施
  - ・ 下部WG : 各業界へのヒアリング等を実施し、その結果を小委員会へ報告

## スケジュールイメージ

- 6月26日      第1 1回資源循環経済小委員会【改正資源法の制度運用、再生材供給拡大策、今後の進め方】
- 7月            脱炭素化再生資源利用WG【製品指定に関する業界ヒアリング】  
指定再資源化製品WG（環境省と共同開催を予定）【製品指定に関する業界ヒアリング】
- 8月上中旬    第1 2回資源循環経済小委員会  
【脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品、指定再資源化製品の追加製品、制度の点検の方向性】

※環境配慮設計の設計指針やCEコマース事業者の判断基準等については、それぞれの下部WGで検討する

# 參考資料

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

## 背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

### （1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
  - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
  - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
  - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
  - 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
  - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
  - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
  - **価格高騰時には**、事業者が**一定価格を支払うことで償却したもののみならず措置を導入。**
  - **価格低迷時には**、GX推進機構による**排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
  - **対象事業者に対して**、**中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求め。**

### （2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
  - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
  - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
  - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
  - **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
  - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
  - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

### （3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

### （4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

# (参考) 現行の指定省資源化製品・指定再利用促進製品

## 指定省資源化製品19品目

- 1自動車
- 2パーソナルコンピュータ
- 3エアコン
- 4ぱちんこ遊技機
- 5回胴式遊技機
- 6テレビ
- 7電子レンジ
- 8衣類乾燥機
- 9電気冷蔵庫
- 10電気洗濯機
- 11収納家具
- 12棚
- 13事務用机
- 14回転いす
- 15石油ストーブ
- 16ガスこんろ
- 17ガス瞬間湯沸器
- 18ガスバーナー付きふろがま
- 19給湯機

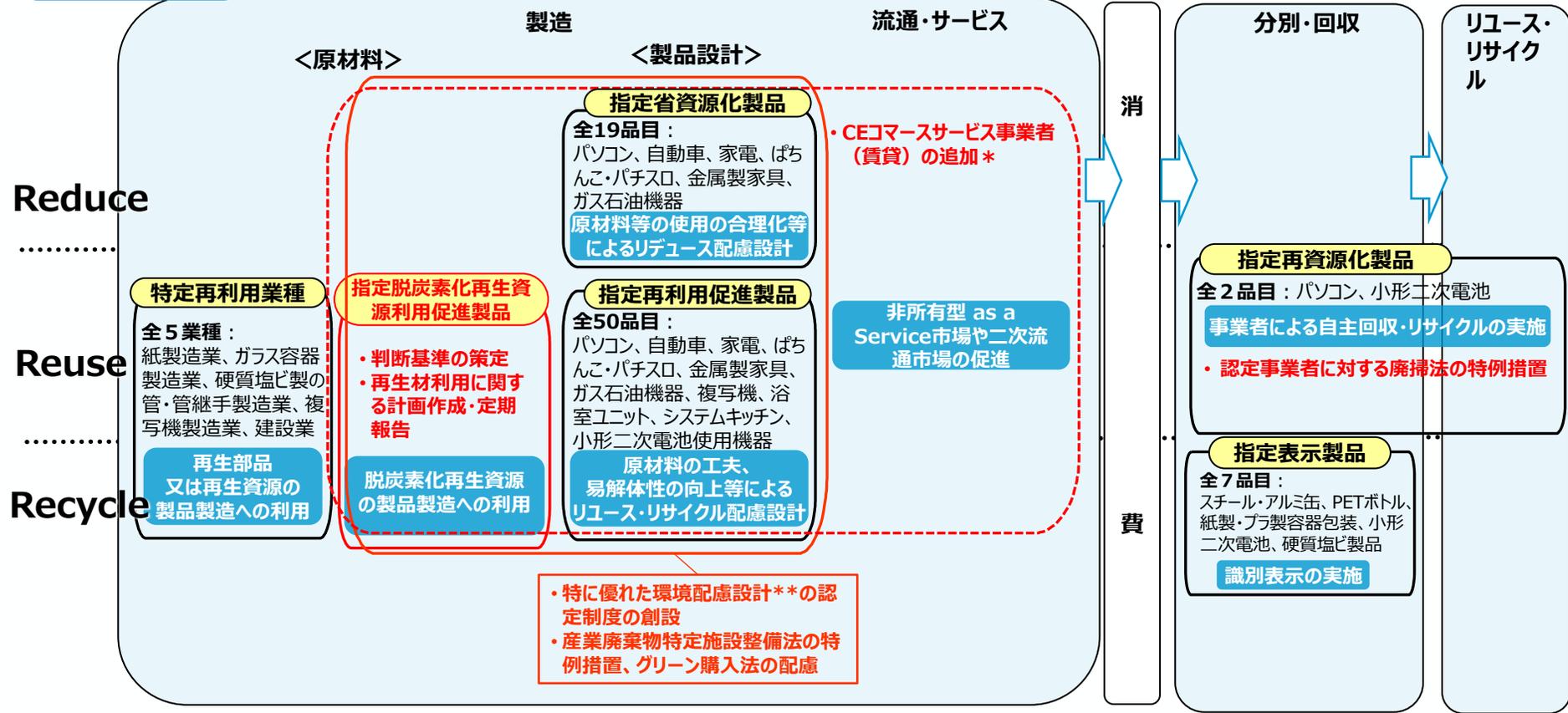
## 指定再利用促進製品50品目

- 20浴室ユニット
- 21システムキッチン
- 22複写機
- 23電源装置
- 24電動工具
- 25誘導灯
- 26火災警報設備
- 27防犯警報装置
- 28電動アシスト自転車
- 29電動車いす
- 30プリンター
- 31携帯用データ収集装置
- 32コードレスホン
- 33ファクシミリ装置
- 34電話交換機
- 35携帯電話用通信装置
- 36M C Aシステム用通信装置
- 37簡易無線用通信装置
- 38アマチュア用無線機
- 39ビデオカメラ
- 40ヘッドホンステレオ
- 41電気掃除機
- 42電気かみそり
- 43電気歯ブラシ
- 44非常用照明器具
- 45血圧計
- 46医薬品注入器
- 47電気マッサージ器
- 48家庭用電気治療器
- 49電気気泡発生器
- 50電動式がん具

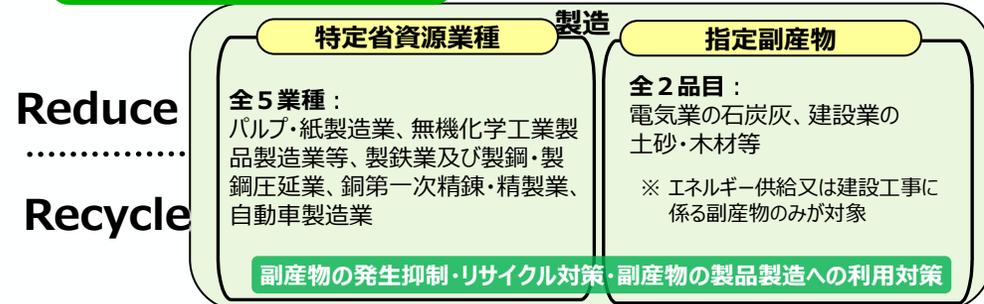
# 資源有効利用促進法概要と改正事項

法律改正事項：赤字

**I. 製品対策** 使用済物品の発生抑制対策、部品の再利用対策及びリサイクル対策（原材料としての再生利用）の取組を事業者に義務付け。



**II. 副産物（事業場）対策** 事業場で発生する副産物の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）の取組を事業者に義務付け。



\*「賃貸」の追加：  
指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定省資源化製品、指定再利用促進製品

\*\*「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」：  
指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品を対象とした資源の有効な利用及び脱炭素化を促進するための設計指針